

熊本県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年6月6日、7日及び28日に実施した企業局定期監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月5日

熊本県監査委員 豊田 祐一  
 同 竹中 潮  
 同 城下 広作  
 同 池田 和貴

監査 対象機関	監査の結果	措置状況等
企業局	<p>(電気事業の経理処理について)                      電気事業の船津ダム自動制御装置点検業務委託において、支払額の入力を誤り請求額より多く支払っている。支払に当たっては適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>過払額については、速やかに返納手続を行った。                      28年度当初に発生した事案であるため、新任者も含め職員のチェック意識を再徹底するとともに、28年4月12日から、決裁時だけでなく支払確定時においても請求書の金額を確認するようにした。                      また、執行機関と出納機関において同一人が作業及び確認を行っていたため、28年7月1日から決裁時に第三者である予算担当者が確認するようにした。                      さらに、29年8月から課内で事務分掌を見直し、班長が行っていた経理事務について、班員が行い班長が確認する体制に変更することにより再発防止に努めている。                      なお、入力誤りについては会計システムを入力する際に、タブキー以外でカーソルを移動させ入力を行うとゼロが残り桁誤りが生じることも原因の一つであったが、30年度開始予定の新会計システムにおいてはこのような桁誤りが生じないようにした。</p>